

岩手県告示第1003号

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資格の審査) 第3条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。 (1) [略] (2) 県税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者 (3) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者	(資格の審査) 第3条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。 (1) [略] (2) 県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者 (3) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者 <u>（第1号に掲げる者を除く。）</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成28年1月10日から施行する。